一般社団法人福島県公共嘱託登記司法書士協会定款

第１章　　総　　則

（名称）

第　１　条　この法人は、一般社団法人福島県公共嘱託登記司法書士協会と称する。

（事務所）

第　２　条　この法人は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

第２章　　目的及び事業

（目的）

第　３　条　この法人は、社員である司法書士及び司法書士法人がその専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という。）による不動産の権利に関する登記の嘱託又は申請を適正かつ迅速に処理することにより、公共の利益となる事業の成果の速やかな安定を図り、登記に関する手続の円滑な実施に資し、もって登記の信頼性をたかめ国民の権利の保護に寄与することを目的とする。

（事業）

第　４　条　この法人は、前条の目的を達成するため、官公署等の嘱託を受けて、不動産の権利に関する登記につき、次の各号に掲げる事業を行う。

（１）　登記又は供託に関する手続の代理

（２）　法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録の作成

（３）　法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続の代理

（４）　裁判所若しくは検察庁に提出する書類の作成

（５） 前各号に掲げる事務についての相談

（６） その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　　社　　員

（法人の構成員）

第　５　条　この法人は、福島地方法務局の管轄区域内に事務所を有する司法書士又は司法書士法人（従たる事務所を含む）のうち、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

（社員の資格の取得）

第　６　条　この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、承認を受けなければならない。

２　理事長は、第５条の司法書士又は司法書士法人（従たる事務所を含む）が社員になろうとするときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

（経費の負担）

第　７　条　この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

（任意退会）

第　８　条　社員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第　９　条　社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

（１） この定款その他の規則に違反したとき。

（２） この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（３） その他除名すべき正当な事由があるとき。

（社員資格の喪失）

第 10 条 前２条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１） 第７条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。

（２） 総社員が同意したとき。

（３） 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

（４） 福島県司法書士会の会員でなくなったとき。

第４章　社員総会

（構成）

第 11 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

（権限）

第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。

（１） 社員の除名

（２） 理事及び監事の選任又は解任

（３） 理事及び監事の報酬等の額

（４） 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

（５） 定款の変更

（６） 解散及び残余財産の処分

（７） その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 13 条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。なお、定

時社員総会は毎事業年度の終了後３か月以内に１回開催することとし、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

（招集）

第　14 条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　総社員の議決権の１０分の１以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議長）

第　15 条　社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

（議決権）

第　16 条　社員総会における議決権は、社員１名につき１個とする。

（決議）

第　17 条　社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（１）　社員の除名

（２）　監事の解任

（３）　定款の変更

（４）　解散

（５）　その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１９条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者

を選任することとする。

（議事録）

第 18 条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第５章　　役　　員

（役員の設置）

第 19 条　この法人に、次の役員を置く。

（１）理事　　７名以上１２名以内

（２）監事　　３名以内

２　理事の員数の過半数は、社員（社員である司法書士法人の社員を含む。）でなければならない。

３　各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。

４　他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。

５　理事のうち１名を理事長、２名以内を副理事長、１名以内を専務理事、２名以内を常任理事とする。

６　前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長、専務理事、常任理事をもって同法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第 20 条　理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

２　理事長、副理事長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第　21 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長、専務理事及び常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

３　理事長、副理事長、専務理事及び常任理事は、毎事業年度に４か月を超える間隔で２回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第　22 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第　23 条　理事及び監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

２　補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了するときまでとする。

３　補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

４　理事又は監事は、第１９条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第　24 条　理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第 25 条　理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

第６章　　理 事 会

（構成）

第 26 条　この法人に理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第 27 条　理事会は、次の職務を行う。

（１）　この法人の業務執行の決定

（２）　理事の職務の執行の監督

（３）　理事長、副理事長、専務理事及び常任理事の選定及び解職

（招集）

第 28 条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長が理事会を招集する。

３　理事長及び副理事長が欠けたとき又は理事長及び副理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第 29 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 30 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第７章　　資産及び会計

（事業年度）

第 31 条　この法人の事業年度は、毎年６月１日に始まり、翌年５月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第 32 条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受け定時社員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 33 条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第１号及び第２号の書類についてはその内容を報告し、第３号から第６号までの書類については承認を受けなければならない。

（１）　事業報告

（２）　事業報告の附属明細書

（３）　貸借対照表

（４）　損益計算書（正味財産増減計算書）

（５）　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

（６）　財産目録

２　前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務

所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１） 監査報告

（２） 理事及び監事の名簿

（３） 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４） 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（剰余金の処分制限）

第 34 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第８章　　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 35 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第 36 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第 37 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　　公告の方法

（公告の方法）

第 38 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法に

より行う。

第１０章　　協会支部

（協会支部の設置）

第 39 条　この法人は、社員総会の決議により、地域を定めこの法人と社員との連絡調整を図るため、協会支部を設けることができる。

第１１章　　顧問及び相談役

（顧問及び相談役）

第 40 条　この法人に顧問及び相談役を置くことができる。

２　顧問及び相談役は、理事長が理事会に諮って委嘱する。

３　顧問及び相談役の任期は、委嘱した理事長の任期と同一とする。

４　顧問は、理事会から諮問された専門的な事項について参考意見を述べること。

５　相談役は、理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

６　相談役の報酬は、無償とする。

第１２章　　事 務 局

（設置）

第 41 条　この法人の庶務を処理するため、事務局を置く。

２　事務局の職員は、理事長が任免する。

（帳簿及び書類）

第 42 条　事務局には、次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

（１）　定款及び規則

（２） 社員名簿

（３） 役員及び職員の名簿と履歴書

（４） 許認可及び登記に関する書類

（５） 社員総会及び理事会等の議事に関する書類

（６） 契約書その他関係書類

（７） 会計に関する帳簿及び証拠書類

（８） 資産及び負債の状況を示す書類

（９） その他必要とする帳簿及び書類

第１３章　　補　則

（利益供与の禁止）

第　43 条　この法人は、この法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、この法人の役員若しくは社員又はこれらの者の親族等（租税特別措置法施行令第２５条の１７第６項第１号に規定する親族等）に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

（規則への委任）

第　44 条　この定款の施行又はこの法人の運営に必要な事項は、定款又は社員総会で定めるもののほか、理事会の決議を経て規則で定めることができる。

附　　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第１項において読み替えて準用する同法第106条第１項に定める一般法人の設立の日から施行する。

２　この法人の最初の理事長は、安中利夫とする。

３　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第３１条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附　　則

（施行期日）

この改正定款は、平成２８年７月２２日から施行する。